



2026年3月6日

各 位

会 社 名 日 本 曹 達 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 阿 賀 英 司
(コード番号 4041 東証プライム)
問 合 せ 先 総 務 部 長 片 岸 豊 信
(TEL 03-6366-1920)

株式給付信託 (J-ESOP) の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員に対するインセンティブプランとして 2024 年 2 月より導入している「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「現行 J-ESOP 制度」といいます。)について、当社の株価及び業績向上への従業員の意欲や士気をより一層高めるため、従業員に給付する株式に一定の期間の譲渡制限を付す「株式給付信託 (J-ESOP-RS)」(以下「J-ESOP-RS 制度」といいます。)へ改定することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 現行 J-ESOP 制度の改定の背景及び目的

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性を高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して当社の株式を給付するインセンティブプランである現行 J-ESOP 制度を 2024 年 2 月に導入いたしました。

当社は、従業員が高い次元で挑戦し、役員と従業員が一体となって株主の皆様とのより一層の価値共有を図るため、現行 J-ESOP 制度を J-ESOP-RS 制度に改定することを決議いたしました。本改定により、株価変動を従業員の処遇に反映させるとともに、信託スキームと RS スキームで得られるメリットを最大限に活用し、従業員のモチベーション向上に寄与することを期待しております。

2. J-ESOP-RS 制度の概要

(下線は現行 J-ESOP 制度からの主な改定箇所を示します。)

J-ESOP-RS 制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭 (以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。

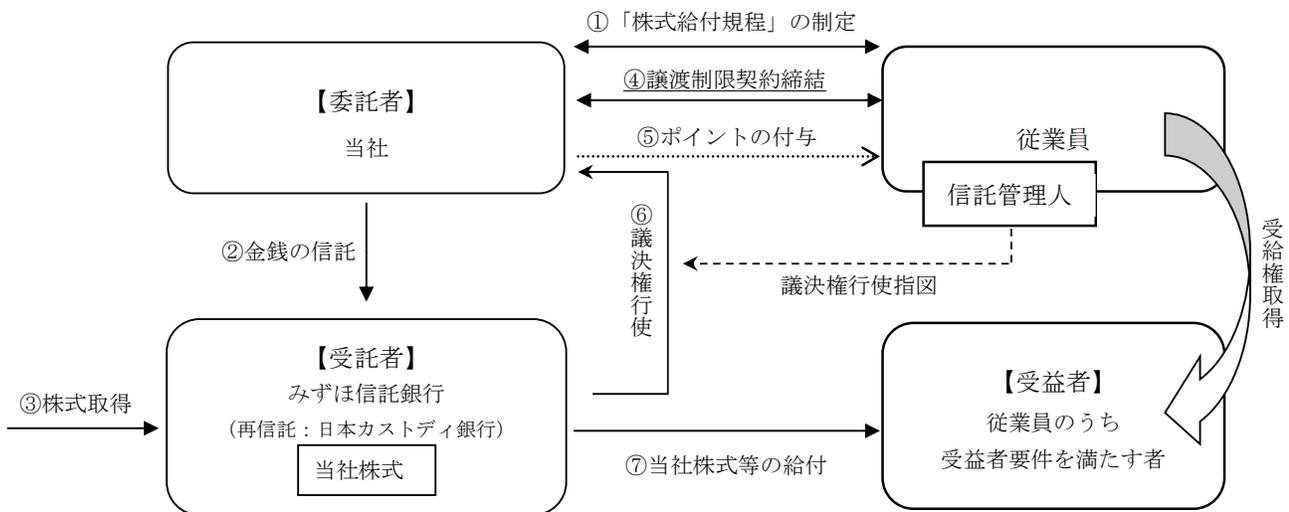
当社は、従業員に対し職位などに応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭（注）により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

J-ESOP-RS 制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

（注）2024年2月9日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入および第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、現行 J-ESOP 制度に基づく当社株式の取得及び給付のため、2024年2月26日付でみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づき、信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託は、当社が拠出した金銭を原資として当社株式を取得しております。当社は、本信託を J-ESOP-RS 制度に基づく当社株式の取得及び給付のために活用いたします。

【J-ESOP-RS 制度の仕組み】



- ① 当社は、J-ESOP-RS 制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 従業員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑦ 本信託は、従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、従業員が株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退職時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

3. 本信託の概要

- (1) 名 称：株式給付信託（J-ESOP-RS）
- (2) 委 託 者：当社
- (3) 受 託 者：みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受 益 者：従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信 託 管 理 人：当社の従業員から選定
- (6) 信 託 の 種 類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 信 託 の 目 的：株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日：2024年2月26日
- (9) 金銭を信託した日：2024年2月26日
- (10) 信 託 の 期 間：2024年2月26日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上